

○御殿場市子ども医療費助成規則

平成 7 年 5 月 1 日

規則第 2 4 号

改正 平成 1 0 年 3 月 2 7 日規則第 1 2 号

平成 1 1 年 6 月 2 5 日規則第 2 9 号

平成 1 1 年 9 月 2 1 日規則第 3 2 号

平成 1 3 年 2 月 2 7 日規則第 3 号

平成 1 4 年 3 月 5 日規則第 5 号

平成 1 5 年 3 月 1 2 日規則第 7 号

平成 1 6 年 1 1 月 1 9 日規則第 1 2 号

平成 1 8 年 3 月 3 1 日規則第 1 0 号

平成 1 9 年 3 月 3 0 日規則第 1 5 号

平成 2 0 年 3 月 1 8 日規則第 6 号

〔題名改正〕

平成 2 1 年 3 月 3 0 日規則第 9 号

平成 2 2 年 3 月 2 5 日規則第 3 号

平成 2 4 年 3 月 2 3 日規則第 7 号

平成 2 4 年 6 月 2 0 日規則第 2 4 号

平成 2 4 年 7 月 5 日規則第 2 9 号

平成 2 5 年 2 月 2 8 日規則第 5 号

平成 2 7 年 9 月 1 1 日規則第 2 9 号

平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日規則第 5 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、子どもの医療費を助成することにより、子どもがいる世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健康の保持及び増進を図り、もってその健やかな成長に寄与することを目的とする。

(全部改正〔平成 2 4 年規則 7 号〕)

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもとは、1 8 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日までにある者で本市の住民基本台帳に記録され、医療保険各法の規定による被保険者、加入者若しくは組合員（以下「被保険者」という。）又は被扶養者であるものをいう。

(2) 扶養者とは、子どもの保護者（父母等親権を行う者又は後見人その他子どもを現に監督保護する者）又は子どもの配偶者をいう。

(3) 医療保険各法とは、次の法律をいう。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）

オ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

(4) 医療費とは、健康保険法第 76 条第 2 項、第 85 条第 2 項又は第 88 条第 4 項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた算定方法によりそれぞれ算定し、合算した額をいう。

(5) 保険給付とは、医療保険各法に規定する療養の給付、入院時食事療養費、療養費、保険外併用療養費、特別療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。

(6) 自己負担金とは、子ども 1 人の通院 1 回につき 500 円（医療費から保険給付の額を控除した額が 500 円に満たない場合はその額）をいう。ただし、1 月につき最初の 4 回までの通院に係る自己負担金の合計額を限度とする。

(7) 合計所得金額とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条に規定する合計所得金額について、次に定める場合ごとに掲げた者全ての額を合計した額をいう。

ア 扶養者が子どもの配偶者である場合又は次条第 2 項の規定により子ども本人が受給資格者となる場合 本人及びその配偶者

イ その他の場合 扶養者（父母がある場合は父及び母、後見人その他子どもを現に監督保護する者の場合はその者が属する世帯の主たる生計維持者）

（一部改正〔平成 10 年規則 12 号・11 年 29 号・32 号・13 年 3 号・14 年 5 号・15 年 7 号・20 年 6 号・21 年 9 号・22 年 3 号・24 年 7 号・24 号・27 年 29 号〕）

（受給資格者）

第 2 条の 2 この規則による医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、子どもの扶養者とする。

2 前項の規定にかかわらず、自らが被保険者であり、かつ、自らの医療費を負担している子どもは、本人及びその扶養する子どもについて受給資格者となることができる。

（追加〔平成 24 年規則 7 号〕）

(助成の範囲)

第3条 助成の対象は、子どもに係る医療費とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の規定による医療扶助を受けている世帯に属する場合の医療費
- (2) 子どもが児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている場合、同号に規定する施設に入所措置されている場合又は同条第2項の規定により指定医療機関に委託されている場合の医療費
- (3) 法令又は他の施策に基づいて国又は地方公共団体が行う医療費の助成を受けることができる部分の医療費
- (4) 第三者の行為による傷病に係る医療費
- (5) 保険給付の対象とならない療養に要した費用
- (6) 入院証明書料、差額ベッド料等

(全部改正〔平成24年規則7号・29号〕)

(助成金の額)

第4条 前条に規定する医療費に対する助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 助成の対象となる医療費について、医療保険各法の規定により受給資格者が負担すべき額から受給資格者が受ける保険給付の額及び自己負担金の額を控除した額。ただし、合計所得金額が300万円以下の受給資格者については、自己負担金の額を控除しない額とする。
- (2) 医療保険各法の規定に基づき受給資格者が子どもについて負担すべき入院時食事療養費標準負担額
- (3) 受給資格者が子どもについて負担すべき次に掲げる額
 - ア 母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4の規定により徴収する額
 - イ 児童福祉法第19条の2第2項の規定による自己負担額
 - ウ 児童福祉法第21条の5の28又は第24条の20に規定する自己負担額
 - エ 児童福祉法第56条第2項の規定により徴収する額（同法第50条第5号に掲げる費用に係るものに限る。）
 - オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による自己負担額
 - カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31

条の規定により徴収する額

キ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）第５条第２項の規定による自己負担額

ク 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第３７条第２項又は同法第３７条の２の規定により患者に負担させることとする額

ケ 肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成２０年３月３１日厚生労働省健発０３３１００１号健康局長通知）６（２）イの自己負担額

（全部改正〔平成２２年規則３号〕、一部改正〔平成２４年規則７号・２９号・２５年５号・２７年２９号〕）

（受給者証の交付申請）

第５条 助成金を受けようとする受給資格者は、子どもが記載されている医療保険各法に規定する療養の給付を受ける資格を証する書類（以下「被保険者証」という。）を提示し、御殿場市子ども医療費受給者証交付申請書（様式第１号）に、受給資格者の源泉徴収票又は市区町村長が発行する所得を証明する書類（以下「所得証明書等」という。）を添付して市長に提出するものとする。ただし、所得証明書等は、申請者の了解のもとに、市長が所得額の確認ができるときは、その添付を省略することができる。

２ 前項の所得証明書等は、前年の合計所得金額を証明する書類とする。ただし、毎年１月から６月までの間にあっては、前々年の合計所得金額を証明する書類とする。

（一部改正〔平成１０年規則１２号・１１年３２号・２０年６号・２４年７号〕）

（受給者証の交付）

第６条 市長は、前条及び次条の規定による申請を認めたときは、御殿場市子ども医療費受給者証（様式第２号。以下「受給者証」という。）を受給資格者に交付する。

（一部改正〔平成１１年規則３２号・１４年５号・１５年７号・２０年６号・２４年７号〕）

（受給者証の再交付）

第７条 受給者証を損傷し、又は紛失したために、受給者証の再交付を受けようとする受給資格者は、御殿場市子ども医療費受給者証再交付申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成１１年規則３２号・２０年６号・２４年７号〕）

（受給者証の病院等への提示）

第８条 受給資格者は、子どもの療養の給付を受けようとするときは、保険医療機関、保険薬局又は柔道整復師施術所（以下「保険医療機関等」という。）に被保険者証とともに

に受給者証を提示し、自己負担金を支払わなければならない。

(一部改正〔平成10年規則12号・11年32号・20年6号・24年7号〕)

(助成の方法)

第9条 医療費の助成は、保険医療機関等に助成金を支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が次に掲げる場合で子どもの医療費を負担したときは、受給資格者に助成金を支払うことにより行う。

(1) 前条の規定により合計所得金額が300万円以下の額である受給資格者が自己負担金を支払った場合

(2) 受給者証の交付申請後その交付を受けるまでの間に保険医療機関等を利用した場合

(3) 静岡県外の保険医療機関等を利用した場合

(4) 保険者から療養費の支給を受けた場合

(5) 保険給付の対象となる補装具の支給を受けた場合

(6) 保険給付に準じて行われるはり灸又はマッサージの施術を受けた場合

(7) 第4条第3号に掲げる費用を負担した場合

(8) その他市長が特に必要があると認めた場合

3 前項第2号から第8号までの規定による助成金の支給を受けようとする受給資格者は、1月分ごとに、御殿場市子ども医療費助成申請書(様式第4号)に、受給者証及び診療報酬明細書若しくは領収書又はこれらに代わるべき負担した費用の額を証明する書類を添付し、市長に提出するものとする。

(全部改正〔平成24年規則7号〕)

(変更届)

第10条 受給資格者は、第5条第1項の受給者証交付申請書に記載した事項に変更が生じたときは、御殿場市子ども医療費受給者証交付申請事項変更届(様式第5号)に、受給者証を添付して速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給資格者は、受給者証の交付申請の際に提出した所得証明書等の額に変更があったときは、受給者証及び変更後の所得証明書等を添付して速やかに市長に届け出なければならない。

(全部改正〔平成24年規則7号〕)

(申請期間)

第11条 受給資格者が助成金の申請を行うことのできる期間は、子どもが保険給付を受けてから1年以内とする。

(一部改正〔平成20年規則6号・24年7号〕)

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けた受給資格者があるときは、その者から助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 受給資格者は、子どもが第三者の行為によって療養を受け当該療養に係る損害賠償を受けたときは、当該賠償金額の限度において助成金を市長に返還しなければならない。

(一部改正〔平成20年規則6号・24年7号〕)

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(追加〔平成15年規則7号〕、一部改正〔平成24年規則7号〕)

附 則

1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

2 この規則第6条の規定により受給資格者証の交付を受けた保護者は、平成7年7月1日以降に乳幼児が第3条各号に規定する療養の範囲においてその行為を受けたものについて、第9条に規定する助成金の交付申請ができるものとする。この場合において、申請期間は、その行為を受けてから1年以内とする。

附 則 (平成10年3月27日規則第12号)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成10年4月診療分から適用し、平成10年3月以前の診療分については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年6月25日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年9月21日規則第32号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月27日規則第3号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月5日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(御殿場市乳幼児医療費補助要綱の廃止)

2 御殿場市乳幼児医療費補助要綱(昭和57年御殿場市告示第147号)は、廃止する。

附 則 (平成15年3月12日規則第7号)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の御殿場市乳幼児医療費助成規則の規定は、平成15年4月1日以後の受診に

係る医療費の助成から適用し、同日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成１６年１１月１９日規則第１２号）

この規則は、平成１６年１２月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月３１日規則第１０号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月３０日規則第１５号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月１８日規則第６号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は平成２０年４月１日から施行する。
- 2 第１条の規定による改正後の御殿場市乳幼児医療費助成規則の規定（第２条第５号の改正規定部分）は平成１８年１０月１日から、同条の規定による改正後の御殿場市乳幼児医療費助成規則の規定（第２条第５号の改正を除く改正規定）は平成１９年４月１日から適用する。

（経過措置）

- 3 第２条の規定による改正後の御殿場市子ども医療費助成規則の規定は、平成２０年４月１日以後の受診に係る医療費の助成から適用し、同日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 改正前の御殿場市乳幼児医療費助成規則第６条の規定により交付された御殿場市乳幼児医療費受給資格者証は、当該受給資格者証の有効期限の満了する日までの間は、改正後の御殿場市子ども医療費助成規則第６条の規定により交付された受給資格者証とみなす。

附 則（平成２１年３月３０日規則第９号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第２条第４号及び第４条第３号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の御殿場市子ども医療費助成規則第２条第１号の規定は、平成２１年４月１日以後の受診に係る医療費の助成から適用し、同日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成２２年３月２５日規則第３号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び様式第2号の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の御殿場市子ども医療費助成規則の規定は、平成22年4月1日以後の療養に係る自己負担金から適用し、同日前の療養に係る自己負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月23日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の御殿場市子ども医療費助成規則の規定は、平成24年4月1日以後の受診に係る医療費の助成から適用し、同日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、現に改正前の御殿場市子ども医療費助成規則の様式により提出されている文書は、この規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 4 この規則施行の際、現に交付されている御殿場市子ども医療費受給資格者証は、この規則により交付された御殿場市子ども医療費受給者証とみなす。

附 則 (平成24年6月20日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、現に改正前の御殿場市公文書公開条例施行規則、御殿場市外国人高齢者福祉手当支給規則、御殿場市営住宅条例施行規則の様式により提出されている文書は、改正後の御殿場市公文書公開条例施行規則、御殿場市外国人高齢者福祉手当支給規則、御殿場市営住宅条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則施行の際、現に第5条の規定による改正前の外国人登録法の規定による外国人登録原票に登録されている者については、改正後において引き続き住民基本台帳に登録されているものとみなす。

附 則 (平成24年7月5日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則施行の際、従前の規定により作成した帳票及び用紙は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成 27 年 9 月 11 日規則第 29 号）

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の御殿場市子ども医療費助成規則の規定は、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の御殿場市子ども医療費助成規則の規定は、平成 27 年 1 月 1 日以後の受診に係る医療費の助成から適用し、同日前の受診に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日規則第 55 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

交付番号 第 号

御殿場市子ども医療費受給者証交付申請書

子ども医療費の助成を受けたいので受給者証の交付を申請します。

御殿場市長 様

年 月 日

子 ど も	フリガナ氏名	男 女		生 年 月 日		年 月 日	
	住 所	御殿場市		事 由	1 出生 2 転入 3 その他	年 月 日	
申 (扶 請 養 者)	フリガナ氏名	印		子どもとの続柄		父・母 その他()	
	住 所	子どもと同じ		電話番号		—	
県外で受診された場合等に後からお返しする助成金の振込先(上記申請者名義の口座に限ります。)							
銀行 農協 金庫				店 所	口座種別	普通・当座	
					口座番号		
子どもの両親について							
父 親	フリガナ氏名	個人番号		住 所	子どもと同じ		
母 親	フリガナ氏名	個人番号		住 所	子どもと同じ		
申請者等の所得を確認するため、市が保有する市民税課税資料の閲覧を承諾しますか？ (承諾されない場合は、所得が確認できる書類の提出が必要となります。)						はい・いいえ	
子 ど も の 加 入 健 康 保 険	保 険 証 記号番号	記号	番号	保険者 番 号			
	保 険 者 の 名 称	健康保険組合 共済組合 国民健康保険 全国健康保険協会					
	被保険者 (組合員)	氏 名			住 所	子どもと同じ	

(注1)それぞれの「住所」の欄について、子どもの住所と同じ場合は「子どもと同じ」を○で囲んでください。

(注2)申請の際には認印を持参し、次のものを添付してください。

- (1) 対象者(子ども)の健康保険証 (2) 振込先(申請者名義の口座)の預金通帳
- (3) 申請者の所得証明書等(1月から6月の申請については前年、7月から12月の申請についてはその年1月1日において御殿場市に住民登録のある人で、市民税課税資料の閲覧の承諾をした場合は、省略することができます。)

様式第2号(第6条関係)

御殿場市子ども医療費受給者証	
公費負担番号	83220152 受給者番号
子ども	氏名
	生年月日
	性別
も	住所 御殿場市
受給資格者氏名	
有効期限	入院
	通院
入院対象日数	1日以上
自己負担金	入院 自己負担金はありません。
	通院 1回500円(500円未満のときはその額)
適用	入院時食事療養費標準負担額は助成対象
年 月 日	
御殿場市長	

診療月	受診回数			
	1回目	2回目	3回目	4回目
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

*医療機関へお願い
 通院で受診した場合は、4回目まで証明印を押し、この証に記載された自己負担金を徴収してください。(5回目以降は自己負担金を徴収しないでください。)

診療月	受診回数			
	1回目	2回目	3回目	4回目
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				

*医療機関へお願い
 通院で受診した場合は、4回目まで証明印を押し、この証に記載された自己負担金を徴収してください。(5回目以降は自己負担金を徴収しないでください。)

様式第3号(第7条関係)

御殿場市子ども医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

御殿場市長 様

住所
受給資格者 氏名 印
電話番号

次の理由により御殿場市子ども医療費受給者証の再交付を申請します。

受給者番号	第 号	生 年 月 日
フリガナ 子どもの氏名	男 女	年 月 日
再 交 付 の 理 由	1 破損 2 汚損 3 紛失	
紛失等年月日	年 月 日頃	

注 破損又は汚損の場合は、受給者証を添付してください。

様式第4号(第9条関係)

御殿場市子ども医療費助成申請書

別紙のとおり医療費を支払いましたので、助成金を申請します。

年 月 日

御殿場市長 様

住所
受給資格者 氏名 印
電話番号

受給者証	受給者番号	第 号		住 所	御殿場市
	子ども	フリガナ氏 名		生年月日	年 月 日
添付する領収書等のうち、1か月間で同じ医療機関に支払った金額が _____ 円以上になるとき高額療養費に該当する場合があります。					
※ _____ 円以上になる場合のみお答えください。					
同じ月で上記の子ども以外に _____ 円以上の医療費を、家族内で支払っている人がいる。					
はい (誰が _____) (金額 _____ 円)					
いいえ					

(注) 加入している健康保険に変更があった時や、振込先の金融機関、口座番号に変更があった時は、必ず連絡してください。

御殿場市

様式第5号(第10条関係)

御殿場市子ども医療費受給者証交付申請事項変更届

年 月 日

御殿場市長 様

住所
受給資格者 氏名
電話番号

次のとおり御殿場市子ども医療費受給者証交付申請の内容に変更がありましたので、届け出ます。

受 給 者 番 号		第 号		受 給 者 証 交 付 年 月 日		年 月 日	
変 更 の 種 類	子 ど も	1 住 所 2 氏 名	保 護 者	1 住 所 2 氏 名 3 続 柄 4 電話番号	加 入 保 険	加入健康保険	振 込 先 1 金融機関 2 口座種別 3 口座番号
	変 更 前						
変 更 の 内 容	変 更 後						
保 護 者 変 更 の 理 由			1 離婚 2 別居 3 その他()				
変 更 年 月 日			年 月 日				

注

- 1 該当事項の番号を○で囲んでください。
- 2 加入健康保険の変更の場合は、新しい保険証を御持参ください。
- 3 受給者証を添付してください。

様式第 1 号（第 5 条関係）

（全部改正〔平成 2 4 年規則 7 号〕、一部改正〔平成 2 7 年規則 5 5 号〕）

様式第 2 号（第 6 条関係）

（全部改正〔平成 2 4 年規則 7 号〕）

様式第 3 号（第 7 条関係）

（全部改正〔平成 2 0 年規則 6 号〕、一部改正〔平成 2 4 年規則 7 号〕）

様式第 4 号（第 9 条関係）

（全部改正〔平成 2 0 年規則 6 号〕、一部改正〔平成 2 2 年規則 3 号・2 4 年 7 号〕）

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

（全部改正〔平成 2 0 年規則 6 号〕、一部改正〔平成 2 4 年規則 7 号〕）